

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び 高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を 定める要綱の運用について

通所型サービスC

平成28年8月16日通知（平成28年10月1日施行）

平成29年12月22日通知（平成30年4月1日施行）

左欄について

「高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」及び「高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」を記載しています。

右欄について

下線を付した部分は高松市介護予防・日常生活支援総合事業における独自の内容です。

その他の部分は左欄で引用した厚生労働省告示等を記載しています。

上記以外は旧制度の介護予防通所介護における通知【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（11.9.17 老企第 25 号）】及び【指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（18.3.17 老計発第 0317001 号・老高発第 0317001 号・老老発第 0317001 号：別紙 1）】を準用してください。

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（通所型サービスC）

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

第1条～第6条（略）

（介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額）

第7条 介護予防・生活支援サービス事業（第1号及び第2号に掲げるサービスにあつては、指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）が実施するものに限る。次項及び第10条において同じ。）に要する費用の額は、別表第1から別表第3までの規定により算定した単位数を合計したものに次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

- (1) 訪問型サービス 10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。次号及び第3号において「単価告示」という。）に定める高松市の地域区分における介護予防訪問介護の割合を乗じて得た額
 - (2) 通所型サービス 10円に単価告示に定める高松市の地域区分における介護予防通所介護の割合を乗じて得た額
 - (3) 介護予防ケアマネジメント 10円に単価告示に定める高松市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額
- 2 前項の規定により介護予防・生活支援サービス事業に要する費用額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

第8条から第14条（略）

（変更等の届出）

- 第15条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第8号まで、第12号及び第14号に掲げる事項に変更があつた場合は、当該変更のあつた日から10日以内に高松市介護予防・生活支援サービス事業者変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 2 指定事業者は、指定又は指定の更新に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の1月前までに高松市介護予防・生活支援サービス事業者廃止・休止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 3 指定事業者は、休止した指定又は指定の更新に係る事業を再開した場合は、当該再開の日から10日以内に高松市介護予防・生活支援サービス事業者再開届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

◎地域区分別1単位の単価（介護予防通所介護）

高松市（7級地）の場合、10.14円。

◎変更届の取り扱いについて（通所介護と同じ）

変更届については、以下のとおり取扱うこととする。

- (1) 4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、下記(2)の条件を全て満たす場合は、4月1日の配置状況を4月末までに提出。この場合は、上記以外の時期に従業者の員数に係る変更届の提出の必要はありません。

(2) 条件

- ① 管理者の変更でないこと。
- ② 指定の更新を受けるものでないこと。
- ③ 体制（加算、減算）に変更がないこと。
- ④ 制度改正等により従業者に係る保有資格の確認が必要な場合や指導監査の改善報告等により市が変更届の提出を求めていること。

(3) 留意事項

①運営規程の記載について

運営規程については、従業者の員数の変更の都度記載を修正すること。（市への提出は年1回だが、運営規程はその都度修正が必要。）

②新規事業者の取り扱い

新規事業者の指定の翌年度については、上記(1)の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「指定年月日の従業者の配置状況」と読み替えるものとする。

③管理者に変更が生じた場合の取り扱い

管理者に変更が生じた場合は、従来どおり、変更届の提出が必要となる。その際に、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、必要書類を添付すること。この場合には、上記(1)の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「管理者の変更年月日」と読み替える。

④指定の更新を受ける場合の取り扱い

指定の更新を受ける場合には、直近の市への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、変更届の提出が必要。

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（通所型サービスC）

第16条～第21条（略）

附則（略）

別表第1（第7条関係）（略）

別表第2（第7条関係）

1 介護予防通所介護相当サービス費（略）

2 通所型サービスA費（略）

3 通所型サービスC費

(1) 通所型サービスC費 305単位（1回につき）

注1 通所型サービスC費に係る算定回数の限度は週1回までとし、算定期間の限度は6か月間までとする。

注2 通所型サービスCの実施に当たり、送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。

注3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスC費は、算定しない。

注4 利用者が一の指定通所型サービスC事業所において通所型サービスCを受けている間は、当該指定通所型サービスC事業所以外の指定通所型サービスC事業所が通所型サービスCを行った場合に、通所型サービスC

◎通所型サービスCの提供時間が短縮した場合の算定

通所型サービスCの提供時間は1時間30分以上とされている（高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第61条第7項）が、利用者が体調不良や私用のために早く帰宅し、提供時間が1時間30分を下回った場合も、事業所が何らかのサービス（到着時の健康状態の確認を含む）を実施している場合は通所型サービスC費を算定できる。

なお、通所型サービスC計画の計画上のサービス提供時間は1時間30分以上とすること。

◎通所型サービスCの利用を別の週に振替えた場合の算定回数の限度（週1回まで）について

振替えの結果、算定回数の限度（週1回まで）を超えた場合も、算定できない。

◎通所型サービスCの利用を中断した場合の算定期間の限度（6か月間まで）について

暦月（1日から月末日まで）で1度も利用しなかった場合に限り、当該月を算入しない。

◎通所型サービスCの利用を月途中から開始した場合の算定期間の限度（6か月間まで）について

初回利用日が属する月の5か月後の月末日まで算定可能である。（例 初回利用日：6月10日→11月末日まで算定可能）

◎送迎を行わない場合の減算について

利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が利用者に対してその居宅と指定通所型サービスC事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。

なお、駅等を待ち合わせ場所として定めるなど、利用者の居宅以外に送迎を行った場合は、送迎を実施していないものとして取り扱う。

◎総合事業の同時算定の可否について

末尾資料2を参照。

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（通所型サービスC）

費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定通所型サービスC事業所において通所型サービスCを受けている間は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の指定通所型サービスC事業所において通所型サービスCを受けている間は、指定通所型サービスA事業所が通所型サービスAを行った場合に、通所型サービスA費は、算定しない。

(2) 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(4)において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が**栄養改善サービス**を行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(3) 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(4)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、従事者その他の職種の者（以下「歯科医師等」という。）が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い歯科医師等が**口腔機能向上サービス**を行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録しているこ

◎通所型サービスCの栄養改善加算について

介護予防通所介護の栄養改善加算に係る通知の内容に加え、以下の通り取り扱うこと。

栄養改善サービスは原則、月2回実施すること。1回当たりの実施時間は30分程度を基本とする。

また、同一の利用者に対して栄養改善サービスと口腔機能向上サービスを同日に実施しないこと。

◎通所型サービスCの栄養改善サービスについて

介護予防通所介護の栄養改善サービスに係る通知の内容に加え、以下の通り取り扱うこと。

高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、栄養相談と栄養教育を組み合わせる。

具体的には、簡単な食事習慣調査などを用いた栄養相談、低栄養状態のリスクの理解、食べることの意義や栄養改善のための食べ方についての学習、口腔状態や生活リズムと食事についての学習等を行う。

なお、サービス終了後も自宅で各人が継続して行えるような内容とする。

◎通所型サービスCの口腔機能向上加算について

介護予防通所介護の口腔機能向上加算に係る通知の内容に加え、以下の通り取り扱うこと。

口腔機能向上サービスは原則、月2回実施すること。1回当たりの実施時間は30分程度を基本とする。

また、同一の利用者に対して口腔機能向上サービスと栄養改善サービスを同日に実施しないこと。

◎通所型サービスCの口腔機能向上サービスについて

介護予防通所介護の口腔機能向上サービスに係る通知

高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（通所型サービスC）

と。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

（4） 選択的サービス複数実施加算

注 前2号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所型サービスC事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスのいずれも実施した場合に、1月につき480単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

別表第3（第7条関係） （略）

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

の内容に加え、以下の通り取り扱うこと。

高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導等の事業を実施する。

具体的には、口腔ケアの必要性（病気との関係等）、口腔乾燥の予防法について、食事姿勢、環境について等の口腔機能向上についての学習、口腔チェック（口腔清掃法の習得等）、口腔運動（深呼吸、発声練習、遊ビリテーション（リハビリ+遊び）で大声を出す等）等を行う。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（通所型サービスC）

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6及び高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年10月1日施行。以下「実施要綱」という。）第13条第4項及び第17条第5項の規定に基づき、実施要綱第3条第1号イに規定する通所型サービスを実施する事業者等の指定及び届出に係る人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 指定事業者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項の指定又は第115条の45の6第1項の指定の更新を受けた者をいう。以下同じ。）及び通所型サービスBを実施する者（以下「指定事業者等」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者等は、通所型サービスを運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防・生活支援サービスを実施する者（以下「介護予防・生活支援サービス事業者」という。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 介護予防通所介護相当サービスの基準（省略）

第3章 通所型サービスAの基準（省略）

第4章 通所型サービスBの基準（省略）

第5章 通所型サービスCの基準

第1節 基本方針

第56条 通所型サービスCは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援のほか短期・集中的に運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上等のための訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第57条 通所型サービスCを行う者（以下「指定通所型サービスC事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所型サービスC事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

（1）従事者 通所型サービスCの単位ごとに、利用者が15人以下の場合にあってはその提供を行う時間帯（以下この号において「提供時間」という。）を通じて従事者（専ら当該通所型サービスCの提供に当たる者に限る。以下同じ。）の数が2以上、利用者の数が15人を超え25人以下の場合にあっては提供時間を通じて従事者の数が3以上確保されるために必要と認められる数

（2）機能訓練指導員又は健康運動指導士 1以上

◎通所型サービスCにおける従業者の休憩時間の取扱い

労働基準法第34条において最低限確保すべきとされている休憩時間について、通所型サービスCでは、勤務延長時間に算入することができない（提供時間の途中で休憩を取った場合、当該従業者は提供時間を通じての配置の要件を満たさない）。

【機能訓練指導員】

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師、准看護師）、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有するもの。

◎通所型サービスCにおける機能訓練指導員又は健康運動指導士について

業務内容は事前・事後アセスメント及び通所型サービス

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（通所型サービスC）

C計画の作成であり、提供日ごとの配置や提供時間帯を通じた配置までは必要無いが、当該職務に必要な時間数の配置を行うこと。

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスCの単位の従事者として従事することができるものとする。
- 3 前2項の通所型サービスCの単位は、通所型サービスCであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第1項第2号の機能訓練指導員又は健康運動指導士は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、通所型サービスCの他の職務に従事することができるものとする。
- 5 実施要綱別表第2第3項第2号の規定により配置されている管理栄養士は、通所型サービスCの他の職務に従事することができるものとする。
- 6 実施要綱別表第2第3項第3号の規定により配置されている歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員は、通所型サービスCの他の職務に従事することができるものとする。
- 7 前3項の場合において、機能訓練指導員、健康運動指導士、管理栄養士、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が他の職務に従事したときは、他の職務の員数に含むことができるものとする。

（管理者）

第58条 指定通所型サービスC事業者は、指定通所型サービスC事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型サービスC事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービスC事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第59条 指定通所型サービスC事業所には、機能訓練室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスCの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の機能訓練室は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら通所型サービスCの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスCの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定通所型サービスC事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所型サービスC以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4節 運営に関する基準

（1単位の定員）

第60条 通所型サービスCの単位は、同時に25人を超える利用者に対して通所型サービスCを行うことができない。

◎通所介護と総合事業の管理者の兼務について

末尾資料3を参照。

◎1単位の定員について

単位とは、同時に一体的に提供される通所型サービスCをいう。なお、サービスの提供が一体的に行われていない場合（別集団で実施している場合）は、別の単位として扱われる。

従って、1単位の定員は25人までとしているが、複数の単位を同時に実施することで（集団を分けることで）25人を超える利用者に対して同時に通所型サービスCを提供することも可能である。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（通所型サービスC）

基準

（通所型サービスCの基本取扱方針）

- 第61条 通所型サービスCは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定通所型サービスC事業者は、自らその提供する通所型サービスCの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定通所型サービスC事業者は、当該通所型サービスC事業者に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。
- 4 指定通所型サービスC事業者は、介護通所型サービスCの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 5 指定通所型サービスC事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 6 指定通所型サービスC事業者は、通所型サービスCの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- 7 通所型サービスCの提供時間は、1回当たり1時間30分以上とするものとする。

- 8 通所型サービスCの提供期間は、6月以内とするものとする。
（通所型サービスCの具体的取扱方針）

第62条 通所型サービスCの方針は、第56条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型サービスCの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定通所型サービスC事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスCの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスC計画を作成するものとする。
- (3) 通所型サービスC計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定通所型サービスC事業所の管理者は、通所型サービスC計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所型サービスC事業所の管理者は、通所型サービスC計画を作成した際には、当該通所型サービスC計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所型サービスCの提供に当たっては、通所型サービスC計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所型サービスCの提供に当たっては、懇切丁寧に行う

◎ 複数の通所型サービスを同一の部屋で行う場合にグループを分けずに実施できるか

末尾資料1を参照。

◎ 通所型サービスCの提供時間について

提供時間に算入できる時間は運動実施時間（途中、休憩を含む）、学習時間（運動の必要性、介護予防の必要性等）、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス及び初回・最終回における体力測定等を行う時間に限られる。

レクリエーション・入浴・食事等の時間は含まれない。

◎ 通所型サービスCの具体的取扱方針

以下のとおり実施すること。

- ア 利用者ごとに機能訓練指導員又は健康運動指導士による、通所型サービスCの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握すること。
- イ 機能訓練指導員又は健康運動指導士が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月から6月程度で達成可能な目標（以下「長期目標」という。）及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。長期目標及び短期目標については、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントと整合が図れたものとする。
- ウ 利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を通所型サービスC計画に記載すること。また、通所型サービスC計画については、通所型サービスCの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、利用者にわかりやすい形で説明し、その同意を得ること。
- エ 提供する通所型サービスCについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとする。また、通所型サービスC計画に実施上の問題点（運動の種類の変更の必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。
- オ 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（通所型サービスC）

- ことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 通所型サービスCの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定通所型サービスC事業所の管理者は、通所型サービスC計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスC計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該通所型サービスC計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスC計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定通所型サービスC事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 指定通所型サービスC事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスC計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービスC計画の変更について準用する。

(準用)

第63条 第7条から第38条まで、第41条及び第42条の規定は、通所型サービスCの事業について準用する。この場合においてこれらの規定中「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」とあるのは「指定通所型サービスC事業者」と、「介護予防通所介護相当サービス」とあるのは「通所型サービスC」と、「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」とあるのは「指定通所型サービスC事業所」と、第34条第4項中「第6条第4項」とあるのは「第59条第4項」とそれぞれ読み替えるものとする。

※以下、準用

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサ

利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況について確認し、記録するとともに、必要に応じて、通所型サービスC計画の修正を行うこと。

カ 通所型サービスC計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の向上について、事後アセスメントを実施し、その結果を記録し、当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告すること（これにより、基準要綱第62条第9号及び第10号のモニタリングの実施、記録及び報告を満たすものとする）。

当初の通所型サービスC計画に定める実施期間が6ヵ月未満で、介護予防支援事業者による当該報告もふまえた介護予防ケアマネジメントの結果、通所型サービスCの継続が必要であるとの判断がなされる場合には、前記アからカまでの流れにより、継続して通所型サービスCを提供する。（当初の利用開始から通算して6ヵ月を超えないこと）

◎通所型サービスCのプログラムについて

転倒・骨折の防止、加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上及び腰痛・膝痛の対策を目的として、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を実施すること（機器を使用しない機能的トレーニングも可能である）。サービス終了後も自宅で各人が継続して行えるような内容及び使用用具とする。

◎指定介護予防支援事業者への報告について

利用者の状態やサービスの利用回数等報告は、文書にて、指定介護予防支援事業者の担当ケアマネジャーに行うこと。

◎初回・最終回における体力測定等の実施について

通所型サービスCの利用者の初回・最終回のそれぞれの利用日が属する月に「通所型サービスC体力測定等記録」（末尾資料4）の様式により体力測定等を実施し記録すること。

当該記録は事業所で保管し、当該利用者に係る訪問型サービスC事業所又は介護予防支援事業者から求めがあった際は、提供すること。

また、通所型サービスCの提供が終了した際には介護予防支援事業者に提供すること。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（通所型サービスC）

- サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 指定介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防通所介護相当サービス事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (提供拒否の禁止)
- 第8条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、正当な理由なく介護予防通所介護相当サービスの提供を拒んではならない。
- (サービス提供困難時の対応)
- 第9条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（通所型サービスC）

以下同じ。）等を勸案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防通所介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第10条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の確認（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の介護保険被保険者証に、**法第115条の3第2項**の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防通所介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第11条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第12条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者との連携）

第13条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支給費の支給を受けるための援助）

第14条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が**省令第83条の9各号のいずれにも該当しない**ときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

【介護保険法第115条の3第2項】

（指定介護予防サービスの事業の基準）

指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防サービスを提供するように努めなければならない。

【介護保険法施行規則（省令）第83条の9号のいずれにも該当しないとき】

介護予防サービス費の支給の要件を満たしていないとき。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（通所型サービスC）

（介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに沿ったサービスの提供）

第15条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第16条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第17条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、当該介護予防通所介護相当サービスの提供日及び内容、当該介護予防通所介護相当サービスについて**法第115条45の3第3項の規定**により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントに記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料の受領）

第18条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る介護予防通所介護相当サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業に要する費用から当該介護予防通所介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業に要する費用との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、**居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針**（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

【介護保険法第115条45の3第3項の規定】
代理受領払の規定。

【居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針】（抜粋）

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（通所型サービスC）

第19条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した介護予防通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第20条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護予防通所介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第21条 従業者は、現に介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第22条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び介護予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第23条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防通所介護相当サービスの利用定員

(5) 介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第24条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接

利用定員について

介護予防通所介護相当サービス（通所介護）及び通所型サービスCの利用定員は含めない。

末尾資料1を参照。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（通所型サービスC）

影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、毎年具体的な研修計画を作成し、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、当該研修の結果を記録するほか、従業者の研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第25条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第26条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第27条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（掲示）

第28条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第23条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第29条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

（広告）

第30条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）

第31条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第32条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（通所型サービスC）

ない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、提供した介護予防通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第33条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第34条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第6条第4項の介護予防通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（会計の区分）

第35条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防通所介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第36条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防通所介護相当サービス計画

(2) 第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第20条に規定する市への通知に係る記録

高松市通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（通所型サービスC）

- (4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示)
- 第37条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第26条の規定により非常災害対策に関する具体的な計画を立てたときは、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の見やすい場所に、その概要を掲示しなければならない。
(非常災害時の連携協力体制の整備)
- 第38条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害時の利用者の安全の確保を図るため、あらかじめ、他の介護予防・生活支援サービス事業者間の及び市、その他の地方公共団体、関係機関、地域住民等との連携協力体制を整備するよう努めなければならない。
- (介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点)
- 第41条 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。
- (1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。
(安全管理体制等の確保)
- 第42条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。
- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(資料1) 複数の通所型サービスを同一の部屋で同時に行う場合の取扱い

	新しい総合事業			
	通所介護	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA (緩和基準)	通所型サービスC (短期集中型)
同一の部屋での同時提供	これらのサービス間では可能(※1)			不可(※2)
食堂及び機能訓練室の必要面積	これらのサービスの同時最大定員 × 3㎡			他と区分する
提供にあたる職員の区分(※3)	これらのサービス間では区分しない		他と区分する	他と区分する
常勤・非常勤の判断(※4)	これらのサービスの勤務時間数で判断		通所型サービスCの勤務時間数で判断	通所型サービスBの勤務時間数で判断
同一グループでのサービス提供	これらのサービス間では可能(※5)		他と区分する	他と区分する
利用定員(※6)	これらのサービス間では区分しない		他と区分する(※7)	他と区分する
定員超過による減算	これらのサービスの利用者数の合計で判断		通所型サービスAの利用者数で判断(※8)	
人員基準	これらのサービス間では区分しない(※9)		他と区分する(※10)	他と区分する(※10)
人員基準欠如による減算	これらのサービスで必要な従業者(勤務時間)の合計で判断			

(※1) ただし、通所型サービスCを他のサービスと同一の部屋で同時提供する場合、可動式パーテーション等で仕切る必要がある。

(※2) この表の他のサービスと重複しない別の時間帯に実施するか、別の部屋で実施する必要がある。

(※3) 提供にあたる職員を区分しない・・・(例)高松太郎さんの勤務時間:「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」を同時に提供する介護職員(従事者)として9:00-14:00の勤務。
提供にあたる職員を区分する・・・(例)高松太郎さんの勤務時間:「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」を同時に提供する介護職員として9:00-12:00、「通所型サービスC」の従事者として12:00-14:00の勤務。

(※4) (常勤の勤務時間数が週40時間の場合)

例①: 「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の職員として週40時間勤務→ いずれのサービスにおいても常勤となる。

例②: 「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の職員として週30時間勤務、「通所型サービスC」の職員として週10時間勤務→ いずれのサービスにおいても非常勤となる。

(※5) 「通所介護」の各加算に係るサービス及び「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の選択的サービスについては、原則、別グループで提供する必要がある。

(※6) 定員を区分しない・・・(例)「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」を合わせて30名。

定員を区分する・・・(例)「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」を合わせて10名。別に「通所型サービスA」で10名。

(※7) ただし、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の利用者数の合計に対して通所介護の人員基準を満たすことを条件に、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の定員を区分せずに設定することが可能。なお、この取り扱いを希望する場合、運営規程の利用定員について、一体的に設定する記載に変更し、介護保険課に変更届を提出する必要がある。

(※8) (※7)に該当する場合は、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の利用者数の合計で判断。

(※9) これらのサービスは勤務形態一覧表を一体的に作成する。

(※7)に該当する場合は、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の利用者数の合計に対して通所介護の人員基準を満たす必要がある。

(※7)に該当しない場合は、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」の利用者数に対する通所介護の人員基準による必要数と「通所型サービスA」の利用者数に対する通所型サービスAの人員基準による必要数を合計した人員配置が必要。

(※10) 勤務形態一覧表を他のサービスと分けて作成しなければならない。

(資料2)

総合事業間の同時算定の可否について(通所型サービス)

	介護予防 通所介護 相当サービス	通所型 サービス A	通所型 サービス B	通所型 サービス C
介護予防通所介護相当サービス	×	×	○	×
通所型サービスA	×	○	○	×
通所型サービスB	○	○	○	○
通所型サービスC	×	×	○	×

(資料3) 通所介護と総合事業の管理者の兼務について

①通所介護・介護予防通所介護相当サービスの管理者が兼務できる職務の範囲

	通所介護・介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスC	又は	通所介護・介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
管理者	●	同一建物又は隣接する場合に限る	同一建物又は隣接する場合に限る		●	提供する部屋と時間帯の両方が重複する場合に限る	
直接提供職員						同上	

②通所型サービスAの管理者が兼務できる職務の範囲

	通所介護・介護予防通所介護相当サービス★	通所型サービスA	通所型サービスC	又は	通所介護・介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
管理者	同一建物又は隣接する場合に限る	●	★も兼務するのであれば同一建物又は隣接する場合に限る		(※1)の条件を満たす場合に限る	●	
直接提供職員							

(※1) 提供する部屋と時間帯の両方が重複し、かつ通所型サービスCの職員(管理者含む)を兼務しない場合

③通所型サービスCの管理者が兼務できる職務の範囲

	通所介護・介護予防通所介護相当サービス★	通所型サービスA	通所型サービスC	又は	通所介護・介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスC
管理者	同一建物又は隣接する場合に限る	★も兼務するのであれば同一建物又は隣接する場合に限る	●				●
直接提供職員							

・「●」が当該管理者を示しており、網掛け(黄色又は水色に着色している)部分が兼務可能な範囲である。

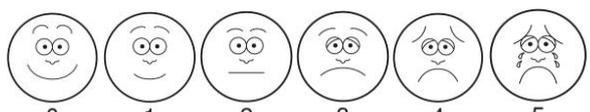
・上記①～③の取扱いは、同一の部屋で同時に複数のサービスを実施している場合も同様である。

(資料4)

通所型サービスC体力測定等記録

事業所名											事業所番号									
記入者名	(職種：)																			
利用者名	(明大昭 年 月 日生)										認定結果									
被保険者番号																				

【確認項目】

1. 体力測定		初回 (平成 年 月 日)					最終回 (平成 年 月 日)										
握力 (右・左)		(kg)					(kg)										
開眼片足立ち (右・左)		(秒)					(秒)										
Timed Up & Go		(秒)					(秒)										
※体力測定はいずれも2回測定し、よい値を記録する。値は小数点第一位まで記入し、第二位は四捨五入する。																	
2. 痛みについて		0	1	2	3	4	5	0	1	2	3	4	5				
部位 (頤・腰・肩(右 左)・ 股(右 左)・膝(右 左)・ 足(右 左))		痛みを表情で表すなら…?															
※特に気になる <u>1</u> か所のみ○をする。																	
3. 転倒不安尺度		まったく不安がない		すこし不安がある		不安がある		とても不安がある		まったく不安がない		すこし不安がある		不安がある		とても不安がある	
次の動作をしたら転ぶ不安は？																	
1	家の掃除をする	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
2	服を脱いだり、着たりする	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
3	簡単な食事の支度を	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
4	お風呂に入ったり、シャワーを浴びる	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
5	簡単な買い物をする	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
6	椅子から立ったり、座ったりする	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
7	階段を昇り降りする	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
8	近所を歩く	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
9	戸棚やタンスに手を伸ばす	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
10	急いで電話に出る	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
合計点数		点					点										
4. 自宅での運動状況		して	すこし	して	よく	して	すこし	して	よく	して	すこし	して	よく				
内容 ()		いない	している	いる	している	いない	している	いる	している	いない	している	いる	している				

機能訓練指導員又は健康運動指導士が記入する。

サービスC体力測定等記録

事業所名	高松デイサービスセンター	事業所番号	3	7	A	0	1	2	3	4	5	6
記入者名	高松 桜子 (職種：理学療法士)	対象者(事業対象者)、支1、支2のいずれかを記載。										
利用者名	高松 太郎 (明大昭10年8月10日生)	認定結果	対象者									
被保険者番号	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6		

【確認項目】

前後とも同じ側で測定する。〔握力の例〕提供前右手→提供後右手

1. 体力測定	初回 (平成28年10月3日)	最終回 (平成29年3月27日)
握力 (右・左)	21.2 (kg)	22.0 (kg)
開眼片足立ち (右・左)	11.3 (秒)	18.5 (秒)
Timed Up & Go	8.3 (秒)	7.6 (秒)

※体力測定はいずれも2回測定し、よい値を記録する。値は小数点第一位まで記入し、第二位は四捨五入する。

2. 痛みについて	0	1	2	3	4	5	0	1	2	3	4	5
部位 (頸・腰・肩(右 左)・股(右 左)・膝(右 左)・足(右 左))	痛みを表情で表すなら…?											
※特に気になる1か所												

運動器に関して特に痛い部位に1つ○をする。該当する部位に痛みが無ければ無記入。

3. 転倒不安尺度	次	の動作をする	不安がない	不安がある	とても不安がある	まったく不安がない	すこし不安がある	不安がある	とても不安がある	
1	家の掃除をする	1	2	3	4	1	2	3	4	
2	服を脱いだり、着たりする	1	2	3	4	1	2	3	4	
3	簡単な食事の支度をする	1	2	3	4	1	2	3	4	
4	お風呂に入ったり、シャワーを浴びる	1	2	3	4	1	2	3	4	
5	簡単な買い物をする	1	2	3	4	1	2	3	4	
6	椅子から立ったり、座ったりする	1	2	3	4	1	2	3	4	
7	階段を昇り降りする	1	2	3	4	1	2	3	4	
8	近所を歩く	1	2	3	4	1	2	3	4	
9	戸棚やタンスに手を伸ばす	1	2	3	4	1	2	3	4	
10	急いで電話に出る	1	2	3	4	1	2	3	4	
合計点数	23点					17点				
4. 自宅での運動状況	内容 (散歩)	して いない	すこし している	して いる	よく している	して いない	すこし している	して いる	よく している	

自宅で行っている運動で、特に力を入れている内容を一つ記入する。